



(公財)水道技術研究センター
〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28
K. I. S 飯田橋ビル 7F
TEL 03-5805-0264, FAX 03-5805-0265
E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL <http://www.jwrc-net.or.jp>

水道料金、水道メーター等に関する国内外の歴史 (その2)

4. 度量衡法施行令改正について (検定有効期間など)

水道メーターに関する法規制については、水道ホットニュース第732号「水道料金、水道メーター等に関する国内外の歴史(その1)」の「2. 横浜市における水道料金制度等の経緯」で触れたように、横浜市が全計量制移行を完了した翌1928年(昭和3年)10月に度量衡法施行令が改正され、水道メーターも取引証明用計器として法規制を受けることになった。

(参考) 我が国の計量規制の歴史と変遷

1891年(明治24年) 度量衡法制定

① 尺貫法とともにメートル法を公認。「尺と貫」を基本とする。

② 営業に使用する計量器を検定対象とし、製造事業者・販売事業者は免許制

1910年(明治43年) 電気測定法制定 電気計器の検定開始

1966年(昭和41年) 計量法改正(明治以来の計量器規制改正) 電気測定法との統合

1993年(平成5年) 計量法全面改正(現行計量法の制定)

(出典) 我が国の計量規制の歴史と変遷

<https://www.meti.go.jp/shingikai/keiryogyoseishin/pdf/g50913a42j.pdf>

1928年(昭和3年)10月の度量衡法施行令改正(改正日:昭和3年9月11日付け、勅令第229号)については、昭和3年9月12日付の官報に掲載されている。(なお、施行日は昭和3年10月1日とされた。)この度量衡法施行令改正では、「水量メートル(現在の水道メーター)」を規制対象とするとともに、検定有効期間を6年と定めた。なお、「瓦斯メートル」の検定有効期間は5年とされた。

(度量衡法施行令改正一抜粋一)

度量衡法施行令中左ノ通改正ス

第七条第二項ニ左ノ一号ヲ加フ

六 水量「メートル」

第九号中「第一号」ヲ「第一号及第四号」ニ改メ第四号ヲ左ノ如ク改ム

四 水道事業者水量「メートル」ニシテ検定ノ有効期間内ニ在ルモノヲ修復シタルトキ

(中略)

第三十六条ノ二 瓦斯「メートル」及び水量「メートル」ノ検定ノ有効期限ハ検定証印ヲ附シタル月ノ翌月一日ヨリ起算シ瓦斯「メートル」ニ在リテハ五年ノ末日、水量「メートル」ニ在リテハ六年ノ末日トス

(以下「略」)

昭和三年九月十二日 水曜日

内閣印刷局

御名 御璽

昭和三年九月十一日
内閣總理大臣 男爵 田中 義一
商工大臣 中橋徳五郎

勅令第二百二十九號

度量衡法施行令中左ノ通改正ス

「農商務大臣」ヲ「商工大臣」ニ改ム

第七條第二項ニ左ノ一號ヲ加フ

六 水量「メートル」

第九條中「第一號」ヲ「第一號及第四號」ニ改

メ第四號ヲ左ノ如ク改ム

四 水道事業者水量「メートル」ニシテ檢

定ノ有効期間内ニ在ルモノヲ修覆シ

タルトキ

第九條ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第四號ノ修覆ノ範圍ハ商工大臣ノ定

ムル所ニ依ル

第十六條中「水量「メートル」ニ在リテハ其

ノ表ハス量ノ百分ノ五」ヲ削ル

第十七條第三項中「水量「メートル」ニシテ

檢定證印ナキモノ亦同シ」ヲ削リ同項ノ次

ニ左ノ一項ヲ加フ

第九條第四號ノ場合ニ該當スル水量「メ

ートル」ハ其ノ修覆ヲ爲シタル後檢定ヲ

受ケザルモノト雖之ヲ取引上又ハ證明上

ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用シ又ハ使用

ニ供スル爲所持スルコトヲ得

第一表中(ニ)瓦斯「メートル」ノ項ノ次ニ左

ノ一項ヲ加フ

(ホ)水量「メートル」

第三表中(ハ)瓦斯「メートル」ノ項ノ次ニ左

ノ一項ヲ加フ

(ニ)水質「メートル」

表ハス量ノ百分ノ四

二八五

五 口徑二十五ミリメートルヲ超ユル水

量「メートル」ニ副管ヲ設ケ之ニ口徑

小ナル水量「メートル」ヲ附シタル場

合ニ於テハ本管ニハ自働弁ヲ附スヘ

シ

六 水量「メートル」ニハ左ノ事項ヲ表記

スヘシ

イ 入口又ハ出口ヲ表示スル標識又

ハ符號

ロ 番 號

ハ 口 徑

第三十一條中衡器第二十五號及第二十五號

ノ二ヲ左ノ如ク改ム

二十五 秤量二千キログラム以下ノ臺秤

又ハ上皿秤秤ハ定量附鐘ト爲シ且其

ノ秤量ハ左ノ定限ニ依ルヘシ但シ特殊

ノ用途ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス

臺 秤

二千キログラム 千キログラム

七百五十キログラム 五百キログラム

二百五十キログラム 百五十キログラ

百キログラム 五十キログラム

二十キログラム

上皿秤秤

十キログラム 五キログラム

二キログラム 一キログラム

五百グラム

二十五ノ二 定量附鐘ノ掛量ハ左ノ定限

ニ依ルヘシ

千キログラム 五百キログラム

三百キログラム 二百キログラム

百キログラム 五十キログラム

二十五キログラム 二十キログラム

十キログラム 五キログラム

二キログラム 一キログラム

五百グラム 二百グラム

百グラム 五十グラム

第三十六條ノ二 瓦斯「メートル」及水

量「メートル」ノ檢定ノ有効期限ハ檢定證印

ヲ附シタル月ノ翌月一日ヨリ起算シ瓦斯

「メートル」ニ在リテハ五年ノ末日、水

「メートル」ニ在リテハ六年ノ末日トス

第三十七條第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四ノ二 水量「メートル」

外面ノ上部、副管ヲ設

ケタルモノニ在リテ

ハ各「メートル」ノ外

面ノ上部

第三十九條ノ二 檢定ノ有効期限ヲ表示ス

ル檢定證印ハ左ノ楕形ニ依ル

一 瓦斯「メートル」

表面

裏面

二 水量「メートル」

表面

裏面

「第五章使用ノ制限」ヲ「第五章使用及修覆

ニ關スル制限」ニ改ム

第四十六條 定量附鐘附ニシテ秤量二千キ

ログラム以下ノ臺秤又ハ定量附鐘附ノ上

皿秤秤ヲ使用スル場合ニハ其ノ秤量ノ二

割定ヲ超過シタル實量ノ計量ヲ爲スコト

ヲ得

第四十七條ノ三 度量衡法施行令第九條第

一項但書ノ規定ニ依リ水質「メートル」ノ

修覆ノ許可ヲ受ケムトスル水道事業者ハ

左ノ事項ヲ具シ商工大臣ニ之ヲ申請スヘ

シ

一 修覆場及檢査場ノ位置

二 修覆及檢査ニ關スル器具、機械及裝

置

三 一日ノ修覆及檢査見込高

前項ノ許可申請書ニハ修覆場及檢査場ノ

四面並水道條例ニ依リ許可又ハ認可ヲ受

ケタルコトヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第一項第二號ノ事項ヲ變更セザルニシ

キハ商工大臣ノ許可ヲ受ケヘシ

官報 第五一五號 昭和三年九月十二日(水曜日) (第三種郵便物認可)



(數字ノ上方ハ年、
下方ハ月ヲ示ス)



(數字ノ左方ハ年、
右方ハ月ヲ示ス)

第四十七條ノ四 度量衡法施行令第九條第一項ノ修換ノ範圍ハ左ノ事項ヲ除キタルモノトス

一 翼車式ニ在リテハ翼車、内匣、目盛盤及外面ノ取換又ハ内匣ノ流入孔ノ修換

二 圓盤式ニ在リテハ圓盤、計量室、目盛盤及外面ノ取換

三 「ウォルトマン」式ニ在リテハ「スクリュー」、「スクルー」管、目盛盤及外面ノ取換

第四十七條ノ五 水道事業者度量衡法施行令第九條ノ規定ニ依リ水量「メートル」ヲ修換シタルトキハ度量衡法施行令第十條第一號ノ規定ニ準シ検査ヲ行ヒ且之ヲ成績ヲ記録シ置クヘシ

前項ノ検査ニ合格セザル水量「メートル」ハ之ヲ取引上又ハ證明上ニ於ケル度量衡ノ計量ニ使用スルコトヲ得ス

第二號書式中瓦斯「メートル」ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

| 種 類 | 口 徑 | 検査請求事由別箇數 | | 一箇ノ手数料 | 手数料 |
|------------|---------|-----------|--------|--------|-----|
| | | 検査請求 | 使用中ノ何ヤ | | |
| 何式水量「メートル」 | 何ミリメートル | 何 | 何 | 何 | 何 |
| 合 計 | | | | | |

第二號書式中注意第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 水量「メートル」ニ付昭和三年商工省令第十一號附則第三項ノ規定ニ依リ検査ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第三號書式中注意第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 第三十一條衡器第二十五號但書ノ規定ニ該當スル臺秤又ハ上皿秤ヲ付検査ヲ請求スル場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ附記スヘシ

附 則

本令ハ昭和三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十一條衡器第二十五號及第二十五號ノ二ノ規定ハ昭和四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條衡器第二十五號及第二十五號ノ二ノ規定ハ昭和三年十二月三十一日迄ニ検査ヲ受ケ其ノ検査ニ合格シタル臺秤若ハ上皿秤又ハ定置貯秤ニ付テハ昭和九年六月三十日迄之ヲ適用セス

本令施行ノ際現ニ使用中ノ水量「メートル」ニシテ昭和七年六月三十日迄ニ検査ヲ受ケタルモノニ付テハ検査ノ有効期限ヲ昭和十三年六月三十日トス

第四十六條ノ規定ハ大正十三年勅令第四百七號附則第二條ノ度量衡ノ目盛アル臺秤又ハ上皿秤ニ付之ヲ準用ス

(參照)

明治四十二年六月二日農商省令第二十八號 度量衡法施行規則抄録

第三十一條 度量衡器ノ構造ハ第二十五條乃至第二十八條及前條ノ外左ノ各號ニ依ルヘシ

(左記略ス)

第三十六條ノ二 瓦斯「メートル」ノ検査ノ有効期限ハ検査印ヲ附シタル月ノ翌月一日ヨリ起算シ五年ノ末日トス

第三十七條 検査ニ合格シタル度量衡器ニハ左ノ部分ニ検査印ヲ附ス但シ之ニ依リ難キトキハ便宜ノ部分ニ之ヲ附ス

(左記略ス)

官報 第五一五號 昭和三年九月十二日(水曜日) (第三種郵便物)

第三十九條ノ二 検査ノ有効期限ヲ定ムル検査印ハ第一號ノ規定ニ依リ下ニ左ノ種類ニ依リ年月ノ號ヲ附記シタルモノトス

(左記略ス)

第四十六條 (新設)

大正十三年九月十五日勅令第四百七號 度量衡法施行令

附 則

第二條 左ニ掲タル規定ニ依リ度量衡器又ハ其ノ修換若ハ修換ニ依リ度量衡ハ第七條ニ掲タル事項又ハ本章ニ付同左ニ掲タル事項又ハ本章ヲ行フ者ヲ雙方ノ當事者トスル場合ニ於テハ本令施行後十年ヲ限リ其ノ修換ノ場合ニ於テハ本令施行後二十年ヲ限リ之ヲ用ウルコトヲ得

5. 水道メーターの検定有効期間の変遷など

5.1 「横浜水道 100 年の歩み」より

横浜市が全計量制移行を完了した翌昭和 3 年（1928）年 10 月に度量衡法施行令が改正され、水道メーターも取引証明用計器として法規制を受けることとなった。改正に当たって当時の商工省は検定期間 4 年を提案したが、都市側では維持管理や経費の面から 10 年を主張し、最終的に 6 年と決まり、使用公差については±6%とされた。その後、昭和 19（1944）年 10 月、戦時特別令で検定有効期間は 8 年に、使用公差も±8%にゆるめられたが、昭和 41 年には従来の金属製メーターについては検定有効期間が 6 年に短縮され、プラスチック製メーターについては 8 年と定められて今日に至っている。

水道メーターの国産化は金門商会によって大正 3 年に市販されたのが始まりで、その後順次製造会社が増加してきたため、法規制が実施された昭和 3 年 7 月の上水協議会で、取付寸法の規格化が定められた。このころのメーターに対する考え方は、計量より浪費防止に重点があったので、できる限り安いメーターが目標とされていたが、料金算定や水量管理の基礎として計量の重要性が認識されるようになり、精度向上へ種々の改善がなされ今日に至っている。

（出典）横浜水道百年の歩み（横浜市水道局, 1987.10）

5.2 特定計量器の検定有効期間等に係る見直し結果

平成 9 年 3 月に閣議決定された「規制緩和推進計画」を受けて、計量法における特定計量器の検定有効期間等に係る見直しが、平成 9 年度から平成 13 年度にかけて、計量行政審議会基本部会（平成 12 年度までは基本政策部会）において実施された。

その結果、水道メーターについては、以下のとおりとされた。

◆平成 12 年度（第 4 グループ） [検定有効期間] ・水道メーター 8 年 ⇒ 据置

なお、ガスメーターについては、以下のとおりとされた。

◆平成 9 年度（第 1 グループ） [検定有効期間] ・ガスメーター 7 年 ⇒ 10 年

（出典）<http://www.keiryou-keisoku.co.jp/databank/sangyo/2003skatarogu/324-330.pdf>

（参考）<http://www.keiryou-keisoku.co.jp/kiji/honbun/kijibu3.htm>

（参考情報）電気メーターの検定有効期間の変遷について

一般的な家庭で使われている電気メーターの検定有効期間は当初は 5 年であったが、1944（昭和 19）年～1946（昭和 21）年の間は、戦時特例で検定有効期間が 5 年から 7 年に延長された。そして、1955（昭和 30）年に 5 年から 7 年に延長され、1983（昭和 58）年に 7 年から 10 年に延長されている。

（出典）くらしと検定（No.14、平成 26 年 11 月）

<https://www.jemic.go.jp/wp-content/themes/jemic/kihon/kk14.pdf>

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までEメールにてご連絡をお願いいたします。
〒112-0004 東京都文京区後楽2-3-28 K. I. S飯田橋ビル7F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-5805-0264 FAX 03-5805-0265

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-r2.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。
なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。